

平成19年度弁理士試験  
短答式筆記試験問題集

〔 1 〕 特許法に規定する審決取消訴訟等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲及び乙の共有に係り、請求項 1 及び 2 に係る発明についての特許に対し、丙及び丁が共同して、甲及び乙を被請求人とし、特許無効審判を請求したところ、請求項 1 に係る発明についての特許を無効とし、請求項 2 に係る審判請求は成り立たない旨の審決がされた。そこで、甲は、丙及び丁を被告として、当該審決のうち、請求項 1 に係る部分の取消しを求める訴え(訴訟 A)を提起し、丙は、甲及び乙を被告として、請求項 2 に係る部分の取消しを求める訴え(訴訟 B)を提起した。訴訟 B は適法な訴えであるが、訴訟 A は不適法な訴えである。
- 2 特許無効審判の審決に対する訴えが提起された場合、裁判所は、遅滞なく、特許庁長官に対し当該訴訟の訴状の副本を送付するとともに、当該訴訟の手続が完結したときは、遅滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。
- 3 特許無効審判の審決に対する訴えが提起された場合、裁判所は、当事者の同意を得なければ、特許庁長官に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について意見を求めることができず、特許庁長官は、裁判所の許可を得なければ、裁判所に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について意見を述べるできない。
- 4 特許庁長官が、手続が特許法で定める方式に違反するものとして、相当の期間を指定して、その手続の補正をすべきことを命じたが、当該手続をした者がその指定された期間内にその補正をしなかったため、特許庁長官はその手続を却下した。この処分に対する不服申立ては、当該処分についての異議申立てに対する決定を経てから、東京高等裁判所に当該処分の取消しの訴えを提起することにより行わなければならない。
- 5 特許無効審判において、審判請求人が、当該特許について、進歩性欠如により無効にされるべきであると主張したが、当該審判請求は成り立たないとの審決がされた。そこで、審判請求人は、この審決に対する訴えを提起し、審決はその判断が誤っているから取り消されるべきであると主張するとともに、予備的に、仮に審決の当該判断が正しいとしても、当該特許発明が発明の詳細な説明に記載されたものではないので、当該特許は無効であると主張した。裁判所は、審判請求人の当該予備的主張に理由があっても、これについて審理判断することは許されない。

〔 2 〕 商標登録の要件等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲は、商品「ドーナツ」に商標「ミルクドーナツ」を用いて販売していたところ、この売れ行きが好調で、全国各地から買いに来る人まで出てきたので、甲が実際に使用している態様の商標について、「ドーナツ」を指定商品として出願したが、この商標は登録されることはない。
- 2 複数の商品を指定商品として商標登録出願をしていたところ、それらの指定商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標ではあったが、使用をされた結果、指定商品の中の1つが、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至った場合、当該出願に当初から記載されたすべての商品について商標登録を受けることができる。
- 3 「佐藻」(サソウ)なる氏がありふれたものではないとされる場合であっても、ありふれた氏である「佐藤」(サトウ)に類似するため、「佐藻」の文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、ありふれた氏に該当し、登録されることはない。
- 4 指定商品「ボールペン」について、自ら創作した立体形状に係る立体商標登録出願をしたところ、その立体商標は指定商品の形状を普通に用いられる方法で表示したにすぎないとして、拒絶理由の通知を受けた。しかしながら、このボールペンに、「            グリップ」の文字を付加して販売したところ、人気商品となった。この場合、当該出願に係る立体商標は、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものとして、商標登録を受けることができる。
- 5 商品に係る商標の出願人は、自己の業務に係る商品について使用をしないことを理由として、拒絶されることがある。

〔 3 〕 パリ条約のストックホルム改正条約第 4 条(優先権)の規定により優先権の主張が認められる場合として、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 甲が同盟国 X においてした最初の特許出願 A と同一の対象について同盟国 Y にした後の特許出願 B について、特許出願 A が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、B の出願の日までに取り下げられ、しかも、特許出願 A が優先権の主張の基礎とされていない場合において、甲が B の出願の日から 11 月後に特許出願 B に基づく優先権の主張をして同一の対象について同盟国 Z に特許出願 C をした場合。
- (ロ) 甲が同盟国 X において最初の特許出願 A をし、その出願の日から 6 月後に同一の対象について X 国に特許出願 B をした後、特許出願 A が公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、しかも、優先権の主張の基礎とされることなく取り下げられた場合において、甲が B の出願の日から 5 月後に特許出願 B に基づく優先権の主張をして同一の対象について同盟国 Y に特許出願 C をした場合。
- (ハ) 甲が同盟国 X において最初の意匠登録出願 A をし、その出願の日から 8 月後に意匠登録出願 A に基づく優先権の主張をして同一の対象について同盟国 Y に実用新案登録出願 B をした場合。
- (ニ) 甲が同盟国 X において最初の特許出願 A をし、その出願の日から 4 月後に特許出願 A に基づく優先権の主張をして同一の対象について同盟国 Y に意匠登録出願 B をした場合。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

〔 4 〕産地の表示に関する次の説明のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 世界貿易機関の加盟国は、地理的表示を保護する義務がある。
- 2 不正競争防止法には、虚偽の原産地の表示に対する刑罰規定がある。
- 3 チーズの原産地名が普通名称となった場合には、その原産地名を異なる産地のチーズに使用することは、不正競争防止法における不正競争とはならない。
- 4 商標法には、世界貿易機関の加盟国のぶどう酒の産地を表示する標章を含む商標について、特別の規定がある。
- 5 原産地の不正な表示を信頼して商品を購入した消費者は、不正競争防止法に基づき、損害賠償を請求することができる。

〔 5 〕 特許法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 2人以上が共同して特許出願をし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、その代表者のみでその特許出願の取下げを行うことができる。
- (ロ) 成年被後見人が自らした発明について、法定代理人によらずに自ら特許出願をしたときは、法定代理人による追認がない限り、当該出願手続が有効となることはない。  
ただし、後見監督人はないものとする。
- (ハ) 日本国内に住所又は居所を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なくとも、特許法第41条第1項の規定による国内優先権の主張をすることができる。
- (ニ) 外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面及び外国語要約書面を添付した願書の記載について補正をすることができない。
- (ホ) 特許発明の技術的範囲についての特許庁の判定の結論に対する不服については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

〔 6 〕**甲**が、自ら創作した意匠**イ**について意匠登録出願**A**をして意匠登録を受け、**A**の出願の日後、その意匠登録に係る意匠公報の発行の日前に、意匠**イ**の一部と類似の意匠**ロ**について意匠登録出願**B**があった場合に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 **甲**が、意匠**ロ**を自ら創作した場合において、**乙**が、意匠**ロ**について意匠登録を受ける権利を譲渡されれば、**乙**は、意匠**ロ**について**B**をして意匠登録を受けることができる。
- 2 **乙**が、意匠**ロ**を自ら創作し、**B**をした場合において、意匠**ロ**が、意匠登録を受けることができる場合はない。
- 3 意匠**イ**が部分意匠で、意匠**ロ**が意匠**イ**に係る物品の部品の意匠である場合において、**乙**が、意匠**ロ**について**B**をして意匠登録を受けることができる場合がある。
- 4 **甲**が、意匠**イ**について秘密にすることを請求して**A**をし、意匠登録を受けた場合、**甲**が、その意匠登録に係る意匠公報で、**A**の願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載しないものの発行の日後、その内容を掲載した意匠公報の発行の日前に、意匠**ロ**について**B**をしたとき、**甲**は、意匠**ロ**について意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 **甲**が、意匠**イ**についての意匠登録の後、その意匠登録に係る意匠公報の発行の日前に、意匠**イ**に係る意匠権を**乙**に譲渡するとともに、意匠**ロ**について**B**をした場合、**甲**は、意匠**ロ**について意匠登録を受けることができる場合がある。

〔 7 〕 著作者に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 アルバイトの学生が勤め先の企業で作成した著作物について、その企業が著作者となる場合がある。
- 2 会社の人事評定マニュアルのように、一般に外部への公表を予定していない著作物についても、その会社が著作者となる場合がある。
- 3 映画製作会社の従業者が職務として映画の著作物を作成した場合、この映画がその会社の名義で公表される限り、原則として、その映画製作会社が著作者となる。
- 4 ゴーストライターが自己の創作に係る著作物を他人名義で出版することに同意を与えた場合、そのゴーストライターは、その著作物の著作者とはならない。
- 5 映画製作会社は、自ら企画して映画を製作する場合のみならず、第三者から委託を受けて映画の製作を行う場合にも、映画製作者として著作権を取得することがある。



〔 8 〕 パリ条約のストックホルム改正条約第 6 条の 5 の外国登録商標の規定について、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 本国において正規に登録された商標は、いかなる場合においても、他の同盟国においてそのまま登録を認められ、かつ保護される。
- 2 本国において正規に出願された商標は、未だ登録されていなくても、他の同盟国においてそのまま登録を認められ、かつ保護される。
- 3 本国とは、法人にあっては、同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合はその同盟国をいい、自然人にあっては、同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合であっても国籍がある国をいう。
- 4 本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせる。
- 5 本国 X における商標登録出願 A を第一国出願として優先権の主張をして、他の同盟国 Y に商標登録出願 B をした場合、X 国における A の登録が優先期間の満了後にされたときでも、B の優先権の利益は失われない。

〔 9 〕 意匠登録出願における手続の補正に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠登録出願の「意匠の創作をした者」の欄の記載を変更する補正は、願書の記載の要旨を変更するものに該当する場合がある。
- (ロ) 意匠登録出願の「意匠に係る物品」の欄の記載を変更する補正は、願書の記載の要旨を変更するものに該当する場合がある。
- (ハ) 審査官は、意匠登録出願の願書に添付した図面についてした補正が、当該図面の要旨を変更するものと認めるときは、当該出願について拒絶の理由を通知しなければならない。
- (ニ) 意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものと意匠権の設定があった後に認められたときは、そのことを理由として、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ホ) 意匠登録出願人は、その意匠登録出願に関し、意匠登録をすべき旨の査定の際の謄本の送達があった後、願書の記載又は願書に添付した図面について補正をすることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔10〕特許出願の審査に関し、次の(イ)～(ロ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) パリ条約による優先権の主張を伴って我が国になされた特許出願の願書に最初に添付した特許請求の範囲に記載した事項が、当該優先権の主張の基礎とする出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)に記載した事項の範囲内になかった。この場合、審査官は、当該特許出願人に対し、そのことを理由として拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ロ) 2以上の発明を包含する特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bをした場合、Bの願書に最初に添付した特許請求の範囲に記載した事項が、Aの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内になかった。この場合、審査官は、当該特許出願人に対し、そのことを理由として拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ハ) 外国語書面出願の願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた外国語書面の翻訳文に記載した事項が、外国語書面に記載した事項の範囲内になかった。この場合、審査官は、当該特許出願人に対し、そのことを理由として拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ニ) 特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知に対してなされた特許請求の範囲についてした補正が、請求項の削除を目的とするものでも、特許請求の範囲の減縮を目的とするものでも、誤記の訂正を目的とするものでもなく、また、明りょうでない記載の釈明を目的とするものでもなかった。この場合、審査官は、当該特許出願人に対し、そのことを理由として拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔11〕特許法に規定する特許料、手数料等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許庁長官は、発明者であって資力に乏しい者として政令に定める要件に該当する者が、自己の特許出願の出願手数料を納付することが困難であると認めるときであっても、その手数料を軽減し、又は免除することはできない。
- (ロ) 拒絶査定不服審判の審判請求人が、特許をすべき旨の審決を受けて特許権の設定の登録を受けようとするときは、第1年から第3年までの各年分の特許料を、当該審決の謄本の送達があった日から30日以内に一時に納付しなければならないが、納付すべき者の請求により、審判長は、30日以内を限り、納付期間を延長することができる。
- (ハ) 利害関係人が特許権者の了解を得て納付した特許料に過誤納があった場合、特許権者の請求により、過誤納の特許料は返還される。
- (ニ) 株式会社甲と株式会社乙が合併して株式会社丙となった場合、株式会社甲の所有する特許出願後の特許を受ける権利の承継についての届出を、株式会社丙が行うときは、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- (ホ) 特許出願Aについて、第三者が出願審査の請求を行った。その後、特許出願人は、Aの出願の日から1年以内に、Aを基礎とする特許法第41条の規定による国内優先権の主張を伴う特許出願Bをした。この場合、Aについて納付された出願審査の請求の手数料は、Aの出願の日から1年3月を経過した時から6月以内に出願審査の請求をした者から返還の請求があれば、政令で定める額について、返還されることがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔12〕次の文章は、商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為がいわゆる真正商品の並行輸入として違法性を欠く場合について最高裁判所の判決の一部である。～ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、正しいものは、どれか。

「…(1)当該商標が外国における商標権者または当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2)当該外国における商標権者と我が国の商標権者が同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の□□するものであって、(3)我が国の商標権者が直接的又は間接的に当該商品の□□を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の□□において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。(中略)上記各要件を満たすいわゆる真正商品の並行輸入は、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく、商標の使用をする者の□□及び□□を損なわず、実質的に違法性がないということができるからである。」

- |   |                 |      |        |        |
|---|-----------------|------|--------|--------|
| 1 | 出所を表示<br>需要者の利益 | 商品保証 | 指示する商品 | 営業上の利益 |
| 2 | 出所を表示<br>需要者の利益 | 品質管理 | 保証する品質 | 業務上の信用 |
| 3 | 品質を保証<br>営業上の利益 | 実施許諾 | 表示する出所 | 業務上の信用 |
| 4 | 出所を表示<br>業務上の信用 | 商標管理 | 保証する品質 | 営業上の利益 |
| 5 | 品質を保証<br>需要者の利益 | 商標管理 | 表示する出所 | 業務上の信用 |

〔13〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査報告を受領した選択官庁は、他の選択官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出を出願人に要求することはできないが、国内手続において、国際予備審査報告に列記された文献の写しを国際予備審査機関から入手できる場合がある。
- 2 受理官庁により国際出願日を認めることを拒否された国際出願について、指定官庁による検査の結果、これが受理官庁の過失の結果であると認められた場合において、国際公開がなされていないときは、国際事務局に対して国際公開を行うよう要求することができる。
- 3 出願人が指定官庁に対し所定の翻訳文の提出及び必要な国内手数料の支払を該当する期間内にしなかった場合、指定官庁が国際出願の効果を維持することを認めている場合を除き、特許協力条約第11条(3)に定める国際出願の効果は、指定国において、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅する。
- 4 国際予備審査の請求をした出願人は、所定の期間内に所定の手数料を国際予備審査機関に支払わなければならない。国際予備審査機関に支払われた額が不足する場合、国際予備審査機関は、その不足額を支払うよう出願人に求め、出願人がこれに応じないときは、国際予備審査の請求は行われなかったものとみなされる。
- 5 国際予備審査の請求は、国際出願とは別個に行う。この請求書には、所定の事項を記載するものとし、この請求書は、所定の言語及び形式で作成する。

〔14〕商標登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章と同一又は類似の商標は、商標登録を受けることができる場合はない。
- 2 商標登録出願に係る商標が、外国の国旗と同一又は類似のものである場合であっても、当該外国がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国以外のものであれば、その商標について商標登録を受けることができる。
- 3 「茶・コーヒー及びココア」を指定商品とする先願に係る商標登録 **A** がある場合であっても、当該登録商標と同一又は類似の商標について「茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定役務とする商標登録出願 **B** は、商標登録 **A** の存在を理由に拒絶されることはない。
- 4 **甲** は「婦人用時計」等に関して国際的な著名ブランドとして我が国でも知られる「MONDAY」の製造及び販売をしている。**乙** は、その商標「MONDAY」を含む商標「P - MONDAY」を指定商品「香水」として出願した。この出願は、拒絶される場合がある。
- 5 登録商標「LIBERDAY」は、**甲** の業務に係る指定商品「化粧品」を表示するものとして日本国内では著名である。**乙** は、「LIBERDAY」について、「化粧品」とは非類似の商品「洋酒」について、商標登録出願をした。この場合は、商品同士は非類似であり、**甲** やその子会社等の関連企業で、**乙** の指定商品「洋酒」に係る業務と同一の業務に携わるものが現実に存在する場合に限って、**乙** は「LIBERDAY」について、商標登録を受けることができない。

〔15〕革製品の製造販売を行っているフランスの**A**社が、新しい形状のハンドバッグ「V e n i c e」を発表し販売した。このバッグは、ユニークな形状を持つハンドバッグとして、日本でも、ファッション誌等でとり上げられ、新しいハンドバッグ「V e n i c e」として広く知られるようになった。この状況を前提として、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 東京都の**B**社が、全く同一の形状のハンドバッグを、「M i l a n o」という表示を付して販売しても、不正競争とはならない。
- 2 兵庫県の**C**社が、「V e n i c e」という表示を付して婦人用ブーツを販売しても、不正競争とならない。
- 3 京都府の**D**社は、「V e n i c e」という表示を付したハンドバッグを、**A**社がハンドバッグ「V e n i c e」を販売する以前から販売していた。**D**社が、そのハンドバッグを従前から販売していた店舗で引き続き販売することは、不正競争とならない。
- 4 大阪府の**E**社が、形状の異なるハンドバッグを、「V e n i c e」という表示を付して販売することは、不正競争とならない。
- 5 神奈川県**F**社が、**A**社の許諾を受けてニューヨークの**G**社が製造して販売したハンドバッグ「V e n i c e」を輸入することは、不正競争となる。



〔16〕特許権、専用実施権及び通常実施権に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

- (イ) 特許権者は、その特許権の全部について専用実施権を設定したときであっても、当該特許権に基づく差止請求権の行使をすることができる場合がある。
- (ロ) 専用実施権者は、その専用実施権について質権を設定することができる場合はない。
- (ハ) 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内においても、当該専用実施権に基づく差止請求権の行使をすることができない場合がある。
- (ニ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その特許発明の実施をすることができない場合がある。
- (ホ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定することができないが、他の共有者全員の同意を得なくとも、他人に通常実施権を許諾することができる場合がある。

- 1 (イ)と(ニ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ロ)と(ニ)
- 5 (ハ)と(ホ)

〔17〕 秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠登録出願人**甲**が、意匠権の設定の登録の日から3年の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求した場合、**甲**は、当該意匠登録に係る第1年分の登録料を納付した後は、その秘密請求期間を短縮することを請求することができない。
- 2 **甲**と**乙**が代表者を定めずに共同して意匠登録出願を行い、意匠権の設定の登録の日から2年の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求していた場合、**甲**は、単独で、その秘密請求期間を延長し又は短縮することを請求することができる。
- 3 **甲**が、意匠**イ**について意匠登録出願をするとともに、意匠**イ**を本意匠として意匠**ロ**について関連意匠の意匠登録出願をした場合において、意匠**イ**と**ロ**を秘密にすることを請求するとき、意匠**イ**と**ロ**について異なる期間を指定して請求することはできない。
- 4 特許出願を意匠登録出願に変更した場合、その意匠登録出願が意匠法第13条(出願の変更)に規定する要件を満たしたものであるとき、当該意匠登録出願人が、当該意匠を秘密にすることを請求できる場合はない。
- 5 2つの相互に類似する意匠に係る意匠登録出願について、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立しないことを理由として、拒絶をすべき旨の査定が確定した場合は、そのうちの1つが意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願であるときは、その秘密にすることを請求した意匠に関する「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」のみが秘密とされる。

〔18〕特許法に規定する訂正審判及び訂正の請求に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許は、外国語書面出願に係るものでも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願に係るものでもなく、分割出願又は変更出願に係るものでもないものとする。

- (イ) 同一の特許に対して2件の特許無効審判が請求され、そのうちの一方について審決がなされ、その取消訴訟が提起されたときは、他方の特許無効審判が特許庁に係属していても、当該訴訟の提起があった日から起算して一定期間内は、訂正の審判を請求することができる。
- (ロ) 特許権者が、誤記の訂正を目的として願書に添付した明細書を訂正することについて訂正審判を請求する場合、その訂正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- (ハ) 特許無効審判において、被請求人が、審判長が指定した期間内に、願書に添付した明細書の訂正の請求Aを適法にした後、その期間内に、願書に添付した明細書の訂正の請求Bを適法にした場合、訂正の請求Aは、常に、取り下げられたものとみなされる。
- (ニ) 特許無効審判の被請求人が、特許無効審判の請求がされている請求項について、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を請求し、その訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が、特許出願の際独立して特許を受けることができるものでないとき、審判長は、常に、被請求人に訂正拒絶理由を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ホ) 特許無効審判の審決に対する取消訴訟において、裁判所が当該審決を取り消すとの決定をし、この決定が確定して、当該事件が審判官に差し戻された。これを受けて開始された審判の審理において、審判長は、常に、被請求人に対し願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔19〕著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作隣接権についても、著作権の場合と同様に、権利者が不明の場合に、文化庁長官の裁定により、利用の許諾を得ることができる制度がある。
- 2 俳優がテレビ放送用番組への出演を承諾した場合、放送局は、その俳優の許諾なしに、その実演が収録された番組のDVDを製造して販売することができる。
- 3 放送局がテレビ番組の中で、市販された音楽CDを音源として無断で利用した場合には、レコード製作者の放送権を侵害することになる。
- 4 市販された映画のDVDを購入し、その映像をインターネットを通じて公に送信する行為は、その映画に出演した俳優の公衆送信権を侵害することになる。
- 5 放送されたテレビ番組からアイドルが歌唱しているシーンを録画して、これをビデオテープに複製して販売すると、放送事業者の複製権を侵害することになる。

〔20〕意匠権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (イ) 業として、登録意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の輸出をする行為は、当該意匠権を侵害するものとみなされる。
- (ロ) 意匠権が発生した後に、その登録意匠に係る物品を業として使用する行為は、当該物品がその意匠権に係る意匠登録出願の時から日本国内にある物であっても、その意匠権の侵害となることがある。
- (ハ) 意匠権者甲は、その意匠権について乙に対し通常実施権を許諾した場合、乙が当該通常実施権の登録をしていないときであっても、乙の承諾を得ることなく、その意匠権を放棄することができない。
- (ニ) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品に、その物品が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示を附する行為は、当該登録意匠に係る意匠権者が行った場合は刑事罰の対象とならない。
- (ホ) 意匠権が共有に係る場合において、共有者の一部が第三者に対して意匠権の侵害を理由とする差止請求訴訟を提起しようとするときは、他の共有者の同意を得る必要があり、同意を得ていない場合は訴えが却下される。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔21〕特許法第29条の2の規定(いわゆる拡大された範囲の先願)に関し、次の(イ)～(ロ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも変更に係るものでもなく、特に文中に示した場合を除き、分割に係るものでもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

(イ) 甲は、自らした発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする特許法第41条の規定による国内優先権の主張を伴って発明イ及び自らした発明ロについて特許出願Bをし、その後、Bの一部を分割して発明イについて新たな特許出願Cをした。乙は、自らした発明イについてBの出願の日後Cの出願の日前に特許出願Dをした。この場合、Bについて出願公開がされなくとも、Cについて出願公開がされたときは、Aについて出願公開がされたものとみなされ、Dは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合がある。

ただし、Aを基礎とする国内優先権の主張は取り下げられておらず、A及びBについて出願審査の請求も、出願公開の請求もされていないものとする。

(ロ) 甲が自らした発明イを刊行物に発表したことにより、発明イを知った乙は、自らした発明ロについて特許出願Aをし、発明イを甲がしたものとしてその願書に最初に添付した明細書に記載した。その後、甲は、Aの出願公開前に、発明イについて発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条)の規定の適用を受けた特許出願Bをした。この場合、Aについて出願公開がされても、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合はない。

(ハ) 甲は、自らした発明イ及びロについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする特許法第41条の規定による国内優先権の主張を伴う特許出願Bをした。乙は、自らした発明イについてAの出願の日後Bの出願の日前に特許出願Cをした。この場合、Bについて出願公開がされたときは、Aの願書に最初に添付した明細書に発明イが記載されていれば、Bの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に発明イが記載されていなくても、Cは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合がある。

ただし、Aを基礎とする国内優先権の主張は取り下げられておらず、Aについて出願審査の請求も、出願公開の請求もされていないものとする。

(二) 甲が自らした発明イ及びロについて特許出願Aをし、乙は、自らした発明イについてAの出願の日後Aの出願公開前に特許出願Bをした。その後、甲は、Aについて補正をし、発明イがAの願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面から削除された。この場合、Aについて出願公開がされたときは、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔22〕特許法における審判及び再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特許は、外国語書面出願に係るものでも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願に係るものでもなく、分割出願又は変更出願に係るものでもないものとする。

- 1 2以上の請求項に係る特許に対して、そのすべての請求項に係る特許の無効を求める特許無効審判が請求され、当該特許無効審判の審理の終結が通知されるまでの間に、1の請求項に係る特許について放棄の手續がされた。この場合、審判官は、放棄された請求項に係る特許の無効理由の存否についても審理しなければならない。
- 2 特許無効審判の確定審決に対して再審が請求され、再審の審理が開始された。この場合、審判官は当事者又は参加人が申し立てない理由についても審理することができる。
- 3 特許無効審判の被請求人**甲**は、特許無効審判の手續において訂正請求をしたが、「訂正を認める。特許第 号の特許を無効とする。」との審決がされたことから、審決取消訴訟を提起するとともに、訴えの提起があった日から起算して90日以内に訂正審判を請求した。この場合において、**甲**は、当該審決において訂正が認められた願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を基準として訂正審判を請求しなければならない。
- 4 特許**A**について訂正審判が請求され、審判官が審理したところ、特許**A**には、登録されていない許諾による通常実施権者**甲**が存在し、当該訂正審判は、**甲**の承諾を得ることなく請求されたことが明らかとなった。この場合、特許権者は当該訂正審判の請求を取り下げ、**甲**の承諾を得た上で改めて訂正審判を請求しなければならない。
- 5 **甲**社は、その従業者**乙**がその職務においてした発明**イ**について、特許を受ける権利を承継することなく特許出願し、特許権の設定の登録を得た後、同業者の**丙**社に対し、**丙**社の製造販売する製品は発明**イ**についての特許権を侵害する旨の警告をした。この場合において、従業者**乙**は、当該特許がいわゆる冒認の特許出願に対してされたことを理由とする特許無効審判を請求することができるが、**丙**社は、そのことを理由とする特許無効審判を請求することができない。



〔23〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、当該国際出願はいかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 国際出願に請求の範囲の記載がないため受理官庁から必要な補充が求められた場合において、出願人が、明細書又は図面の記載内容に基づいた請求の範囲を所定の期間内に提出したときは、当該国際出願の受理の日が国際出願日として認定される。
- 2 出願人は、国際調査報告の受領の後速やかに、当該国際調査報告を国際事務局に送付しなければならない。
- 3 国際出願が2以上の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものが出願日が、国際出願日となる。
- 4 国際出願に要約が含まれていないため受理官庁から必要な補充が求められた場合において、出願人が、所定の期間内に補充しないときは、当該国際出願は、取り下げられたものとみなされる。
- 5 国際出願に含めるべく作成した図面の一部が国際出願に含まれていなかったため受理官庁からその旨を通知された場合において、出願人が、所定の期間内にその図面を提出したときは、当該国際出願の受理の日が国際出願日として認定される。

〔24〕商標法第2条第3項に規定する標章の使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 洋品販売店において、試着室に標章を付する行為は、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。)に標章を付する行為」に該当する。
- 2 靴販売店において、売場に備え置く試着用の靴べらに標章を付する行為は、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為」に該当する。
- 3 商品の会計用のレジスターに標章を付して会計用カウンターに設置する行為は、「役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為」に該当する。
- 4 テレビでの通信販売において、標章を表示して商品の購入のために申込み手続の説明を行う行為は、「電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為」に該当する。
- 5 店舗内で、商品配置図の隅に小売業者等の標章を付したものを、パネルとして展示し、又はチラシとして配布する行為は、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。)に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為」に該当する。

〔25〕 関連意匠について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲が、自ら創作した類似しない意匠イとロについて、同日に意匠登録出願をして意匠登録を受けた場合において、その出願の日後、意匠イとロのいずれにも類似する意匠ハについて、意匠イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願をしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 甲が、自ら創作した類似する意匠イとロについて、同日に意匠登録出願をして意匠登録を受けた場合において、その出願の日後、意匠イとロのいずれにも類似する意匠ハについて、意匠イを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願をしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合はない。
- 3 甲が、自ら創作した意匠イについて意匠登録出願Aをし、Aの出願の日後に、意匠イに類似する自ら創作した意匠ロについて意匠登録出願Bをし、意匠イとロについて意匠登録を受けた場合において、Bの出願の日後に、意匠ロにのみ類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合はない。
- 4 自己の登録意匠イに係る意匠権に専用実施権が設定された場合、その後、意匠イに類似する意匠ロについて関連意匠の意匠登録を受けることができる場合はない。
- 5 類似しない意匠イとロについて、意匠ハを本意匠とする関連意匠の意匠登録を受けた場合において、本意匠ハの意匠権が放棄されたとき、意匠イとロに係る意匠権は分離して移転することができる。

〔26〕商標の審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

1 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)の手續において、被請求人である商標権者は、その審判の請求の登録前3年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることにつき何らの答弁、立証を行わなかったので、当該商標登録を取り消すべき旨の審決がされた。

この場合、当該審決に対する訴えにおいて、商標権者は、本件登録商標が審判請求登録前3年以内に通常使用権者によって使用されている事実を主張し、立証を行うことはできない。

2 登録商標が、その登録の後、商標登録の無効の審判の請求時までの間に、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当するものとなっている場合、そのことを理由として、商標登録の無効の審判を請求することはできない。

3 登録商標が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標に該当するものとして、当該商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、当該審決が確定した日から存在しなかったものとみなされる。

4 商標登録の無効の審判(商標法第46条)が請求された後、当該商標登録について、不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)が請求された場合、当該取消しの審判について審決がされる前に、当該商標登録に係るすべての指定商品について商標登録を無効とすべき旨の先の審決が確定したとき、当該取消しの審判の請求は、取り下げられない限り、審決をもって却下される。

5 商標権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(商標法第51条)において、登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、その商標権は、当該誤認・混同行為があったときに消滅したものとみなされる。

〔27〕特許等の無効に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権の設定の登録がされた後、当該特許が条約に違反することとなったことを理由として当該特許を無効とすべき旨の審決が確定したときは、当該特許について、進歩性欠如を理由として新たに特許無効審判を請求することができない。
- (ロ) 特許権侵害の罪により有罪の判決が確定した後、当該特許権について、真の発明者により、いわゆる冒認の特許出願に対して特許がされたことを理由とする特許無効審判が請求された。その審判の審理の結果、当該特許を無効とする旨の審決がされ、その審決が確定した。この場合、当該確定判決に対して、再審の請求をすることができる。
- (ハ) 特許権侵害訴訟の判決において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、その判決が確定した。この場合、その旨が特許原簿に登録されることはない。
- (ニ) 外国語書面出願において、誤訳訂正書によらず、手続補正書を提出して、翻訳文である明細書の補正がなされた。この場合において、当該補正が、当該外国語書面出願の願書に添付した外国語書面の記載の範囲内においてなされたものであるが、当該外国語書面の日本語による翻訳文に記載された事項の範囲内においてなされたものではないときは、そのことを理由として当該出願に係る特許が無効になることはない。
- (ホ) 延長登録無効審判は、特許権が消滅した後においても、請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔28〕パリ条約のストックホルム改正条約第6条の2に規定する周知商標の保護について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 パリ条約の利益を受ける者の商標として、ある同盟国において広く認識されているものと権限のある当局が認めるものの複製であり、かつ同一の商品について使用されるすべての商標について、その登録の無効を利害関係人が請求することができる期間を登録から7年に限る旨、当該同盟国の法令が定めることは、パリ条約に違反しない。
- 2 パリ条約の利益を受ける者の商標として、ある同盟国において広く認識されているものと権限のある当局が認めるものの複製であり、かつ同一の商品について使用される商標について、その登録を行政機関が職権で無効とすることができる旨、当該同盟国の法令が定めることは、パリ条約に違反しない。
- 3 パリ条約の利益を受ける者の商標として、ある同盟国において広く認識されているものと権限のある当局が認めるものの複製であり、かつ同一の商品について使用される商標について、利害関係人が使用の禁止を請求することができる期間について定めることは、一定の場合を除き、当該同盟国の法令に委ねられている。
- 4 パリ条約の利益を受ける者の商標として、ある同盟国において広く認識されているものと権限のある当局が認めるものと比較して、要部が当該商標の複製であり、かつ同一の商品について使用される商標について、その登録を無効とすることができる旨、当該同盟国の法令が定めることは、パリ条約に違反しない。
- 5 パリ条約の利益を受ける者の商標として、ある同盟国において広く認識されているものと権限のある当局が認めるものの複製であり、かつ同一の商品について使用される商標について、その登録を登録異議の申立てにより取り消すことができる旨、当該同盟国の法令が定めることは、パリ条約に違反しない。

〔29〕特許を受ける権利及び特許法第35条に規定する職務発明に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許を受ける権利は、質権の目的とすることはできないが、譲渡担保の目的とすることができる場合がある。
- 2 職務発明についての相当の対価の請求に係る訴訟においては、特許法第105条の4の規定による秘密保持命令が発せられる場合はない。
- 3 産業上利用することができる発明をした場合、その発明について特許出願がなされなくても、発明者に特許を受ける権利が発生する。
- 4 従業者がした発明が職務発明に該当しない場合、使用者は、当該発明についての特許を受ける権利を譲り受けることができる場合はない。
- 5 従業者が職務発明について特許を受けた後に、当該特許権を使用者に譲渡した場合、その使用者がその特許権について有していた特許法第35条第1項に規定する通常実施権が消滅しない場合がある。

〔30〕著作権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 図書館等は、利用者の調査研究の用に供するためのものであるときには、著作権者の許諾なく、利用者の求めに応じて複製を行うことができる。
- 2 大学は、公表された小説の一部を含む試験問題を入学試験において出題する場合、その小説の著作権者の許諾を得る必要はない。
- 3 大学の文化祭で、歌手を招いてコンサートをする場合、その歌手に出演料を払っているときでも、聴衆から料金を受けなければ、その歌手が歌う楽曲の著作権者に許諾を得る必要はない。
- 4 現代絵画が盗難にあった時、この盗難事件を報道するために、その絵画の画像をテレビで放送することは、その絵画の著作権の侵害とはならない。
- 5 特許庁の審判手続において、証拠として提出するために、必要と認められる限度で、他人の著作物を許諾なく複製することができる。



〔31〕特許無効審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判において、審判請求人は進歩性欠如を理由とする無効を申し立てた。この場合、審判官は、進歩性欠如を理由とする無効が申し立てられた請求項について、進歩性欠如以外の無効理由の存否を審理することができる。
- (ロ) 特許無効審判において、被請求人を補助するための参加人は、当該特許権の無効理由がないことについて、被請求人と異なる主張をすることができる。
- (ハ) 特許無効審判の請求は、相手方の承諾を得ることなく取り下げることができる場合はない。
- (ニ) 当事者の双方又は一方が同一である2以上の特許無効審判において、審理を併合する場合、審判長は、当事者又は参加人に対し、相当の期間を指定して意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- (ホ) 特許無効審判において、審判官は、当事者がした自白に拘束されることなく、証拠調べをして、その自白した事実と異なる事実を認定することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔32〕医師**甲**は、**A**病院に勤務する放射線科医である。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 医師**甲**は、**A**病院に研修を受けにきている**B**病院の医師**乙**に対して、**A**病院が常勤の放射線科医にのみ許可している高度なX線撮影方法を説明した。**甲**の行為は、不正競争となる。
- 2 医師**甲**は、**A**病院内で薬剤取り違い事故が発生したことを、**A**病院が厳に秘密に管理していたにもかかわらず、**A**病院の管理者である院長の許可なしに、病院内の事故防止に関する雑誌論文の中で紹介した。**甲**の行為は、不正競争となる。
- 3 医師**甲**は、その配偶者である医師**丙**の要請に応じ、**A**病院の患者の名簿を複写して病院外に持ち出し、これを、**丙**が、その経営する**C**診療所を宣伝するダイレクトメールの発送に利用した。**丙**の行為は、不正競争となる。
- 4 医師**甲**は、ある治療方法を開発した。**甲**は、このような治療方法は速やかに公開してあらゆる医師が利用できるようにすべきだと考えて、**A**病院の管理者である院長の許可なしに学会で発表した。**甲**の行為は、不正競争となる。
- 5 医師**甲**は、**A**病院に出入りの医療機器販売会社の営業員から、「ここだけの話で、会社からは言っちゃいけないと命じられているのだが、来年には今販売しているものよりずっと性能の良いX線撮影装置が出ますよ。」と聞いた。**甲**は、さっそく、X線撮影装置を購入しようとしている**A**病院の院長に、「購入は来年まで待った方がよい。」と勧めた。**甲**の行為は、不正競争となる。

〔33〕意匠登録を受けることができる意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠に係る物品の取引に際して、当該物品の形状等を肉眼によって観察することが通常である場合には、肉眼によって認識することができない形状等は、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」に当たらず、意匠登録を受けることができない。
- 2 美術的作品であっても、量産されるものであるときは、著作権法による保護を受けることはできず、意匠法によってのみ保護される。
- 3 自動車販売会社におけるショールームの内装と自動車の配置の組み合わせの形状等について、意匠登録を受けることができる。
- 4 電柱、門柱、塀は、いずれも土地に定着させるものであるため、それらの形状等については意匠登録を受けることができない。
- 5 ビデオディスクレコーダーの操作画像でテレビ受像器に表示されたものは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に該当せず、意匠登録を受けることができる場合はない。

〔34〕特許法又は実用新案法に規定する期間及び手続に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時の属する日までに特許管理人を選任していない場合は、その日後14日以内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならない。
- 2 2以上の発明を包含する特許出願の出願人は、前置審査に付されたその特許出願についての特許をすべき旨の査定の際の謄本の送達があった日から30日以内であれば、その特許出願の一部を1又は2以上の新たな特許出願とすることができる場合がある。
- 3 2以上の発明を包含する外国語書面出願の一部を分割して1又は2以上の新たな外国語書面出願とした当該外国語書面出願の出願人は、常に、当該分割の日から2月以内にその新たな外国語書面出願に係る外国語書面の翻訳文を提出しなければならない。
- 4 実用新案登録出願人は、当該実用新案登録出願の日から1月を経過した後は、その出願の願書に添付した実用新案登録請求の範囲について補正をすることができる場合はない。  
ただし、実用新案登録出願は、国際出願に係るものではないものとする。
- 5 2以上の発明を包含する特許出願の一部を分割して1又は2以上の新たな特許出願とした特許出願人は、当該分割の日から30日を経過した後であっても、その新たな特許出願について出願審査の請求をすることができる場合がある。

〔35〕商標権の移転、商標権又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新、登録料の納付に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転しようとするときは、その旨を記載した書面のほかに、譲受人が民法の規定により設立された社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人のいずれかであることを証明する書面を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。
- (ロ) 団体商標に係る商標権は通常の商標権として移転をすることができるが、通常の商標権は団体商標に係る商標権として移転をすることはできない。
- (ハ) 団体商標に係る商標権は譲渡による移転をすることができるが、地域団体商標に係る商標権は譲渡による移転をすることはできない。
- (ニ) 商標権の設定の登録を受ける者及び商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は登録料を分割して納付することができるが、防護標章登録に基づく権利の登録及び防護標章登録に基づく権利の更新登録を受ける者は登録料を分割して納付することはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔36〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願人は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないことに自ら気づいた場合、追加手数料を受理官庁に支払うことができる。
- 2 国際出願が受理された時に発明の名称が欠落していた場合、その国際出願に基づいてパリ条約による優先権の主張をすることはできない。
- 3 国際調査機関が国際調査報告を作成しないで見解書を作成した場合でも、当該見解書は、国際公開の対象とはならない。
- 4 出願人は、国際調査機関から国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていない旨の通知を受けた場合、請求の範囲について1回に限り補正書を提出することができる。
- 5 出願人は、国際出願について、パリ条約による優先権の主張をすることができるが、一旦申し立てた優先権の主張は、いかなる場合でも取り下げることができない。

〔37〕意匠権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠権者は、その意匠権のうち登録意匠に係る部分はその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の商標権と抵触するときは、その他人に対し商標権についての通常使用権の許諾について協議を求めることができ、当該協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 2 意匠権者は、その意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分のみがその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権と抵触するとき、業としてその登録意匠の実施をすることができない。
- 3 意匠権の効力は、試験又は研究のためにする登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に及ぶ。
- 4 意匠権の存続期間の満了の際現にその意匠権についての専用実施権を有する者は、その満了の際に当該意匠権に係る登録意匠又はこれに類似する意匠を実施している場合に限り、意匠法第32条第1項(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)に規定する通常実施権を有する。
- 5 意匠権者**甲**の登録意匠**イ**と意匠権者**乙**の登録意匠**ロ**が同日出願に係るものである場合において、意匠**イ**と**ロ**のいずれにも類似する意匠**ハ**について、**甲**及び**乙**は、互いに相手の許諾を得ることなく、業として意匠**ハ**の実施をすることができる。

〔38〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求しなければならない。
- 2 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求しなければならない。
- 3 特許のいわゆる強制実施権の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服するものとしなければならない。
- 4 特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上又は行政上の審査の機会が与えられなければならない。
- 5 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する必要はない。



〔39〕特許出願についての拒絶査定不服審判及び前置審査に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でもなく、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 拒絶査定不服審判において、新たに拒絶理由が通知され、審判請求人が特許請求の範囲について補正をする場合、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてするものであれば、いかなる補正であってもすることができる。
- (ロ) 拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされた場合において、当該補正が補正の要件(特許法第17条の2第3項から第6項に規定される要件)を満たさないときは、当該理由を審判請求人に通知して相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えることなく、当該補正を却下し、審判の請求は成り立たない旨の審決がされることがある。
- (ハ) 拒絶査定不服審判の請求前にした明細書の補正であって、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知に対する補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてなされていないものとその審判において認められたとき、そのことを理由として、拒絶理由は通知されるが、当該補正が却下されることはない。
- (ニ) 前置審査において、審査官について審査の公平を妨げるべき事情があるときは、審判請求人は、これを忌避することができる。
- (ホ) 前置審査において、審査官が、拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内にした明細書の補正が願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてなされていないものと認めた場合であって、その補正を却下すると特許をすべき旨の査定をすることができないと認めたときは、審査官は、その補正を却下するとともに、その審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[40]特許法に規定する出願公開及び実用新案法に規定する実用新案公報に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

ただし、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、並びに、外国語書面及び外国語要約書面には、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事項の記載又は内容は含まれないものとする。

(イ) パリ条約による2以上の優先権の主張を伴う特許出願であって、出願公開の請求がなされていないものは、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日から1年6月を経過する前に出願公開が行われる場合はない。

なお、他のいかなる優先権の主張も考慮しないものとする。

(ロ) 願書に添付した要約書の記載に不備があった場合、特許庁長官は、当該要約書に記載した事項に代えて、審査官が作成した事項を特許公報に掲載することができる。

(ハ) 特許庁長官は、外国語書面出願について出願公開をする場合、その外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文が提出されているときは、当該外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項を特許公報に掲載しないことができる。

(ニ) 出願公開の請求をした特許出願人は、その出願公開の請求を取り下げることができる場合がある。

(ホ) 実用新案権の設定の登録があったときは、実用新案公報には、願書に添付した明細書の考案の名称及び図面の簡単な説明のみならず、考案の詳細な説明も掲載しなければならない。

- 1 (イ)と(ニ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ロ)と(ニ)
- 5 (ハ)と(ホ)

〔41〕美術又は建築の著作物に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 未公表の美術の著作物の原作品をその著作者が譲渡した場合でも、著作者の同意を得ない限り、原作品の譲受人がその原作品を公に展示する行為は、公表権の侵害となる。
- 2 美術の著作物を複製したポスターを駅の待合室に掲示する際には、展示権を有する著作権者の許諾を得る必要がある。
- 3 美術の著作物の原作品の所有者は、著作権の存続期間満了後は、その著作物の複製に係る権利を専有する。
- 4 建築の著作物の所有者が、その建築を改築することは、同一性保持権の侵害とならない。
- 5 建築の著作物を背景とした写真を掲載したファッション誌を販売する行為は、その建築の著作物の著作権の侵害となる。

〔42〕商標権及び専用使用権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権は設定の登録により発生するが、商標登録出願をした後、登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について、当該出願に係る商標の使用をした者に対して商標法上の権利を行使できることがある。
- 2 著作物である他人のシンボルマークを複製して商標登録出願をした場合、そのシンボルマークについて商標登録を得ても、著作権者から許諾を受けない限り、指定商品又は指定役務について自由に商標として使用することはできない。
- 3 専用使用権を100%子会社(専用使用権者が発行済み株式総数の100%を保有している会社)に移転する場合であっても、商標権者の承諾が必要である。
- 4 商標登録に係る**甲**の商標登録出願前から**乙**が日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品に類似する商品について商標の使用をしていた結果、**甲**の商標登録出願の際、現にその商標が**乙**の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、**乙**は、その商標を当該商品について継続して使用できる。
- 5 **甲**の商標登録が当該登録の出願日よりも前に出願された**乙**の商標登録出願に係る登録商標に類似する商標を当該登録に係る指定商品に類似する商品に使用するものであることを理由として無効審判によって無効とされた場合、**甲**が無効理由を知らずに当該商標の使用を開始し、無効審判の審決確定前に、**甲**の商標が**甲**の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されるようになっていたときは、**甲**は、継続してその商品についてその商標を使用できる。

〔43〕特許協力条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求の取下げの通告は、国際事務局に対して提出されるものであるが、出願人が取下げの通告を国際予備審査機関に提出した場合には、当該通告は、受理の日付を付して国際予備審査機関から速やかに国際事務局に送付され、当該日付に国際事務局に提出されたものとみなされる。
- 2 各機関の主観の入り込む余地を排除するため、特許協力条約には、国際予備審査機関は単一の機関とすることが究極の目的である旨規定されている。
- 3 国際調査機関として行動する国内官庁が国際予備審査機関としても行動する場合において、当該国内官庁が希望するときは、出願人の希望とは関係なく、国際予備審査は国際調査と同時に開始される。
- 4 国際予備審査報告は、国際出願の国際公開の言語又は国際予備審査の行われた翻訳文の言語で作成され、附属書類と共に出願人及び国際事務局に送付されるが、選択官庁が国際予備審査報告を英語に翻訳することを要求する場合は、出願人は自らその翻訳文を作成し、選択官庁に送付しなければならない。
- 5 国際予備審査機関は、希望するときは、追加の書面による見解を示すことができる。また、国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は抗弁を提出するための機会を与えることができるが、この機会を2回以上与えることはできない。

〔44〕特許権者**甲**が、**乙**に対して通常実施権を許諾した場合に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、他のいかなる特許権、専用実施権及び通常実施権も考慮しないものとする。

- (イ) **甲**は、**乙**の承諾を得ることなしに、特許権を**丙**に譲渡することができる。
- (ロ) **乙**は、**甲**の承諾を得ることなしに、**乙**の通常実施権を他人に譲渡することができる場合はない。
- (ハ) **丙**に特許権を譲渡した**甲**は、**丙**に対し、常に、通常実施権を主張することができる。
- (ニ) **乙**の通常実施権が登録されている場合、**乙**は、その後に**甲**から特許権を譲り受けその旨を登録した**丙**に対し、通常実施権を主張することができる。
- (ホ) **乙**の通常実施権が登録されている場合、その後に**甲**から特許権を譲り受けその旨を登録した**丙**は、**丁**に対して通常実施権を許諾するためには、**乙**の承諾を得なければならない。

- 1 (イ)と(ニ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ロ)と(ニ)
- 5 (ハ)と(ホ)

〔45〕著作物に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 プログラムが著作物として保護されるためには、新規性及び進歩性が必要である。
- 2 現代の書家が、平安時代の高僧の書を忠実に写した書は、著作物として保護される。
- 3 複写機の取扱説明書は、著作物として保護されない。
- 4 バレエの振付けは、著作物として保護される。
- 5 既存の楽曲をその著作権者に無断で編曲した場合、その編曲された楽曲は、二次的著作物として保護されない。

[ 46 ] 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 日本国民又は日本国内に住所を有する外国人が、日本国特許庁に係属している自己の商標登録出願を基礎出願として国際登録出願をする場合、当該出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国として、日本国を選ぶことができる。
- (ロ) 国際登録による国内登録の代替において、当該国際登録に基づく登録商標に係る出願の日が、代替される国内登録に係る出願の日とみなされるのは、国際登録に基づく登録商標が国内登録に基づく登録商標と同一であり、かつ、両登録商標の商標権者が同一であり、代替される国内登録が当該国際登録前になされており、国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務のすべてが国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務に含まれている場合に限られる。
- (ハ) 「旧国際登録に係る商標権の再出願」に係る商標登録は、もとの国際登録に係る商標登録について、商標掲載公報発行の日から2月以内に登録異議の申立てがされなかった場合、登録異議の申立ての対象とはならない。
- (ニ) 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなされる。
- (ホ) 国際商標登録出願について、パリ条約第4条の規定による優先権を主張する場合は、パリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面の提出をしなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ



〔47〕組物の意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 組物の意匠において、その組物を構成する物品の1つに係る意匠が、当該物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠(意匠法第5条第3項)である場合、そのことを理由にその組物の意匠について意匠登録を受けることができない。
- 2 甲は、米国において「安楽いす」の意匠イについて出願Aをし、その6月後、我が国において意匠イに係る「安楽いす」と「テーブル」を構成物品とする「一組の応接家具セット」の意匠ロについて意匠登録出願Bをするとき、BについてAに基づくパリ条約による優先権が認められる場合がある。
- 3 甲が組物全体として統一がある「一組のオーディオ機器セット」に係る組物の意匠について意匠登録出願Aをし、Aと同日に、乙がAに係る組物を構成する物品である「スピーカーボックス」の意匠に類似する意匠の意匠登録出願Bをしたとき、AとBは意匠法第9条第2項に定める協議の対象となる場合がある。
- 4 組物の意匠について意匠登録出願をする場合、その組物を構成する物品の1つに係る意匠について秘密にすることを請求することができる。
- 5 組物全体として統一がある組物の意匠に係る意匠登録出願Aについて、出願を分割して、Aの一部を当該組物を構成する物品の1つに係る意匠についての新たな意匠登録出願Bとすることができる場合はない。

〔48〕特許権侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権侵害訴訟において、特許権者が侵害の行為を組成したものと主張する物又は方法の具体的態様を相手方が否認する場合、その相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにすることが営業秘密に当たるなどの相当な理由があるときを除き、自己の行為の具体的態様を明らかにするとともに、証拠を提出して当該態様を立証しなければならない。
- 2 特許権侵害訴訟において、特許請求の範囲に記載された構成中に、その特許権を侵害したと主張されている相手方製品と異なる部分が存するとしても、当該相手方製品は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、その特許発明の技術的範囲に属すると解される場合がある。その場合、特許権の侵害を主張する者は、特許請求の範囲に記載された構成のうち、相手方製品と異なる部分をその相手方製品におけるものと置き換えることについて、当業者が当該特許権の設定登録の時点において容易に想到し得たことを、要件の1つとして主張し、立証しなければならない。
- 3 特許権侵害訴訟において、一方当事者が自己の保有する営業秘密を開示する場合、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、当事者等に対し、その営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又はその営業秘密に係る秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。この命令を受けた者が、当該命令が申立ての要件を欠くことを理由として不服申立てをする場合、当該命令の取消しの申立てをすることはできるが、即時抗告をすることはできない。
- 4 特許権侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、特許権者は、相手方に対しその権利を行使することができないが、当該相手方の攻撃又は防御の方法が、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、当該特許を有効なものとはみなすことができる。
- 5 裁判所が、特許権侵害訴訟の提起があった旨を特許庁長官に通知し、これを受けた特許庁長官が、その特許権について特許無効審判の請求がされた旨を裁判所に通知した後、当該訴訟において、当該特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるとの主張がなされ、その攻撃又は防御の方法を記載した書面が提出された。この場合、裁判所は、特許庁長官に対し、その旨を通知すると同時に、当該訴訟の訴訟記録のうち、その審判に必要と認められる書面の写しを送付しなければならない。

〔49〕意匠の審判又は再審に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 組物の意匠の意匠登録について、組物全体として統一がないことを理由として意匠登録無効審判を請求することができる場合がある。
- (ロ) 意匠登録出願人は、意匠法第17条の2第1項の規定による補正の却下の決定を受けた場合、その決定の謄本の送達があった日から30日以内に、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をするとともに、補正却下決定不服審判の請求をすることができる。
- (ハ) 拒絶査定不服審判において願書の記載についてした補正が決定をもって却下された場合、その決定に不服があるときは、補正却下決定不服審判の請求をすることができる。
- (ニ) 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した後に再審により意匠権が回復した場合、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に外国で製造し、再審の請求の登録後に輸入した登録意匠に係る物品に及ぶ。
- (ホ) 意匠登録出願を拒絶すべき旨の査定を受けた者が、その査定の謄本の送達があった日から30日を経過した後、当該査定に対する拒絶査定不服審判を請求した場合、審判長は決定をもって当該審判請求を却下することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔50〕学校法人である**甲**大学は、戯画化された天狗(てんぐ)の顔をマスコットとして、学生募集のためのパンフレット、大学附属病院の案内などに利用し、また、**甲**大学の審査に合格したものに限り、この天狗の顔を表示することを認めている。**甲**大学は、この天狗の顔を長年利用しており、**甲**大学といえば天狗、天狗といえば**甲**大学、と言われるようになってきている。この状況を前提として、不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **乙**予備校が、「当予備校の講師陣は**甲**大学の学生を多数そろえており、**甲**大学の入試対策には圧倒的に強い。」とする広告において、**甲**大学のマスコットである天狗の顔を表示した。**甲**大学は、教育を営利目的で行っているわけではないから、**乙**予備校に対して、この天狗の顔の使用について、差止請求をすることはできない。
- 2 **甲**大学医学部出身の医師たちが、同窓会の案内はがきに、**甲**大学のマスコットである天狗の顔を掲載した。**甲**大学は、このはがきの発送について差止請求をすることができる。
- 3 **丙**社は、**甲**大学の審査に不合格となったにもかかわらず、**甲**大学のマスコットである天狗の顔を自社の製品のパッケージに表示して販売した。**甲**大学は、パッケージにおける天狗の顔の表示の抹消だけでなく、製品の廃棄も請求することができる。
- 4 **丁**社は、自社の製品のパッケージに**甲**大学のマスコットである天狗の顔を表示して販売した。**甲**大学が、仮に**丁**社が正当に**甲**大学から許諾を受けて天狗の顔を表示したとすれば**甲**大学の規定に従って支払っていたはずの対価に相当する金額を、**丁**社に対して損害賠償として支払うことを求めた場合、**丁**社は、**甲**大学の現実の損害はもっと少なかったという反論ができる。
- 5 前記選択肢4の場合において、**甲**大学は、**甲**大学の損害が通常対価の額よりもさらに大きかったという主張ができる。

〔51〕商標登録出願及び防護標章登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 立体商標について商標登録を受けようとするときは、商標登録を受けようとする商標が立体的にあらわされていれば、立体商標である旨を願書に記載する必要がない。
- (ロ) 文字と図形との結合からなる商標であっても、文字の部分については標準文字によって商標登録を受ける旨を願書に記載することができる。
- (ハ) 防護標章登録出願についても一出願多区分による出願及び標準文字による出願をすることができる。
- (ニ) パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内で開催される博覧会であっても、その博覧会が当該外国の政府若しくはその許可を受けた者が開催する国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものに出品した商品に使用した商標について、その商標の使用をした商品を出品した者が、その出品の日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなされる。
- (ホ) ウェブサイト又はテレビのショッピング番組などの電子メディアにおいて行われる顧客に対する便益の提供は、指定役務の内容として商標登録出願をすることはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔52〕特許法、意匠法又は商標法に規定する罰則に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その方法により生産した物を業としての輸出のために所持する行為によって専用実施権を侵害した者は、4年の懲役及び400万円の罰金を併科されることがある。
- 2 特許出願に係る発明が、明細書記載の効果を奏しないにもかかわらず、虚偽の実験成績証明書を提出してその効果を奏するごとく欺いて特許を受けた場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処されることがある。
- 3 法人の従業者が、その法人の業務に関し、その法人が所有していた特許権の消滅後に当該消滅した特許に係る物に特許表示を付し、譲渡のために展示した場合、その従業者が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処されるほか、その法人に対しても1億円以下の罰金刑が科されることがある。
- 4 特許権及び意匠権を侵害した者は懲役及び罰金を併科されることはあるが、商標権についての専用使用権を侵害した者が懲役と罰金を併科されることはない。
- 5 特許権を侵害した者が法人の従業者であるとき、その法人にも罰金刑が科されることがあるが、その時効の期間は、従業者の侵害罪についての時効の期間と同一である。

〔53〕 実用新案法に規定する国際実用新案登録出願、実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際実用新案登録出願の出願人は、国内処理基準時を経過する前であっても、当該国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求をすることができる場合がある。
- (ロ) 専用実施権者により実用新案技術評価の請求が行われた場合、当該実用新案技術評価書の謄本は実用新案権者に対しても送達される。
- (ハ) 実用新案技術評価においては、実用新案登録請求の範囲についてした補正が願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであるか否かについての評価はされない。
- (ニ) コンピュータプログラム自体については、実用新案登録を受けることができない。
- (ホ) 実用新案登録出願の願書に添付した実用新案登録請求の範囲に記載された考案が、願書に最初に添付した明細書の考案の詳細な説明に記載されていない場合、特許庁長官は、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についての補正をすべきことを命ずることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

〔54〕パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 各同盟国の国民は、自国が国内法令で、他の同盟国の国民に対し、工業所有権の保護に関し、現在与えており又は将来与えることがある利益に限り、当該他の同盟国において当該利益を享受する。
- 2 同盟国 X において開催された公の国際博覧会に出品された産品に関し、国内法令に従い仮保護が与えられる発明につき X 国に国内出願をし、当該国内出願を基礎として優先権の主張をして、同一の対象について他の同盟国 Y に特許出願をした場合、Y 国は、その産品を当該博覧会に搬入した日から優先期間を開始するものとするができる。
- 3 パリ条約には、同盟国 X が、他の同盟国 Y の国民に対して、X 国の内国民に課される手続と異なる手続を課すことを許容する旨の規定がある。ただし、同盟に属しない国 Z の国民であって、Y 国の領域内に住所を有する者に対して、X 国の内国民に課される手続と異なる手続を課すことはできない。
- 4 いずれかの同盟国においてサービス・マークの登録出願をした者は、他の同盟国においてそのサービス・マークの登録出願をすることに関し、商標について定められた優先期間中、優先権を有する。
- 5 登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、3年以上の期間継続して使用することなく、かつ、当事者とその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合には、当該商標の登録の効力を失うものとしなければならない。



〔55〕商標の審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録において、政令で定める商品及び役務の区分に従って指定商品及び指定役務が指定されていないことを理由に、当該登録の無効の審判を請求することはできないが、その商標掲載公報発行の日から2月以内であれば、当該登録に対して登録異議の申立てをすることができる。
- (ロ) 商標登録の無効の審判が請求されている商標登録に対し、商標権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(商標法第51条)が請求され、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、先の商標登録の無効の審判の請求は、当該商標権の消滅により審理すべき対象物が存在しないことを理由に、不適法なものとして審決により却下される。
- (ハ) 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)の請求に係る指定商品が「薬剤、化学品」である場合、その請求の登録前3年以内に日本国内において当該商標権の通常使用権者が、「薬剤」についての登録商標の使用をしていることのみを当該被請求人が証明したときは、当該商標権者は「薬剤、化学品」の指定商品に係る商標登録の取消しを免れる。
- (ニ) 商標権者が故意に、指定商品の一部についての登録商標に類似する商標の使用であって、他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、当該商標登録は、商標権者の誤認・混同行為による商標登録の取消しの審判(商標法第51条)によりそのすべての指定商品について取り消される。
- (ホ) 代理人等による不正登録に係る商標登録の取消しの審判(商標法第53条の2)は、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利を有する者でなければ、たとえ利害関係人といえども、請求することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

〔56〕不正競争防止法第2条第1項第1号に関連する最高裁判所の裁判例について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「混同を生じさせる行為」は、広義の混同惹起行為をも包含する。
- 2 他人には、特定の表示に関する商品化契約によって結束した同表示の使用許諾者、使用権者及び再使用権者のグループのように、同表示の持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を保護発展させるという共通の目的のもとに結束しているものと評価することのできるようなグループも含まれる。
- 3 甲の商品表示は、損害賠償の請求については乙が損害賠償請求の対象とされている類似の商品表示の使用等をした時点において、周知性を備えていることを要し、かつ、これをもって足りる。
- 4 広く認識された他人の営業であることを示す表示は、営業主体がこれを使用しないし宣伝した結果、その営業主体の営業であることを示す表示として広く認識されるに至った表示でなければならず、第三者により特定の営業主体の営業であることを示す表示として用いられ、その表示として広く認識されるに至ったものは含まれない。
- 5 商品の混同の事実が認められる場合には特段の事情がない限り営業上の利益を害されるおそれがある。

〔57〕意匠登録出願の先願に関し、次のうち、正しいものはどれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- 1 甲が意匠イについて意匠登録出願をし、これと同日に、乙が意匠イの一部と類似する部分意匠ロについて意匠登録出願をしたとき、甲と乙は、意匠法第9条第2項の協議を命じられる場合がある。
- 2 「シャープペンシル」、「ボールペン」及び「万年筆」を構成物品とする「一組の筆記具セット」の組物の意匠イについての意匠登録出願と、「シャープペンシル」、「ボールペン」及び「マーキングペン」を構成物品とする「一組の筆記具セット」の組物の意匠ロについての意匠登録出願とが同日にあったとき、意匠イとロについて意匠登録出願人が協議をしなければならない場合はない。
- 3 甲が、自ら創作した類似する意匠イとロについて同日に意匠登録出願をし、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立しなかったことを理由として拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、その出願の日後に、甲が、意匠イと類似する意匠ハについて意匠登録出願をしたとき、意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- 4 甲は、自ら創作した意匠イについて意匠登録出願Aをし、6月後に意匠登録を受けた。Aの出願の日から3月後に、乙が、特許出願Bをし、その後Bを意匠登録出願Cに変更した場合、Cに係る意匠ロが意匠イに類似するとき、乙が、意匠ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 甲が、自ら創作した意匠イについて米国に出願Aをし、その6月後、Aに基づくパリ条約による優先権の主張をして我が国に意匠登録出願Bをし、Aを取り下げた場合において、乙が、Bの出願の日の1月前に、意匠イと類似する自ら創作した意匠ロについて意匠登録出願Cをしていたとき、甲は、意匠イについて意匠登録を受けることができる場合はない。

〔58〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 加盟国は、地理的表示に関する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。
- 2 加盟国は、集積回路の回路配置に関する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。
- 3 加盟国は、著作権及び関連する権利の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。
- 4 1967年のパリ条約第4条の優先権の規定は、サービス・マークについて準用する。
- 5 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保しなければならない。

〔59〕特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でもなく、分割又は変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 願書に添付した明細書の発明の詳細な説明には、発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に、常に、発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。
- (ロ) 特許出願人は、拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内に特許請求の範囲について補正を行う場合、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてするものであれば、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示された事項についてするものでなくとも、明りょうでない記載の釈明を目的とする補正を行うことができる。
- (ハ) 一の請求項のみからなる特許出願は、特許法第37条に規定する発明の単一性の要件を満たさない場合はない。
- (ニ) 特許出願人は、拒絶査定不服審判の請求の日から30日以内に特許請求の範囲について補正を行う場合、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてするものであれば、特許請求の範囲の減縮を目的として、請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を追加するいかなる補正であっても行うことができる。
- (ホ) 特許出願人は、当該特許出願に係る発明イに関連する発明ロが外国において電気通信回線を通じて公衆に利用可能となっていたことを特許出願の時に知っている場合、発明ロに関する情報の所在を明細書の発明の詳細な説明に記載しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔60〕 実用新案登録無効審判等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲社の実用新案登録に対し、乙社が進歩性欠如を理由とする実用新案登録無効審判を請求したところ、甲社は実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正書を提出した。この場合において、訂正後の実用新案登録請求の範囲に記載された考案が、実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでないときは、当該訂正は不適法なものとして却下される。
- 2 甲社の実用新案登録に対し、乙社が進歩性欠如を理由とする実用新案登録無効審判を請求したところ、甲社は実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をした。これに対して、乙社は、当該訂正後の登録実用新案は進歩性を欠如するとして新たな証拠に基づく実用新案登録無効審判を請求した。この場合において、甲社は、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする再度の訂正をすることができることがある。
- 3 甲社の実用新案登録に対し、実用新案登録無効審判が請求され、甲社は実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をしたが、無効とすべき旨の審決がされたため、甲社は審決取消訴訟を提起した。この場合において、当該訴訟の提起後に、甲社が、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができることはない。
- 4 甲社が、乙社に対し、乙社の製造販売する製品は甲社の登録実用新案を侵害する旨、実用新案技術評価書を提示して警告したところ、乙社が実用新案登録無効審判を請求し、甲社は実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正をした。この場合において、乙社の製品が訂正後の登録実用新案を実施するものであるときは、甲社は実用新案技術評価書を改めて取得し、提示することなく権利行使をすることができる。
- 5 実用新案登録に対する実用新案登録無効審判が請求され、参加人が当該審判に参加した後、当該実用新案登録に基づく特許出願がされ、その旨が当該審判請求人及び参加人に通知され、その後、審判請求人はその請求を取り下げた。この場合において、参加人が当該審判の手続を単独で遂行することができることがある。